

平成 31・32 年度広島県建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務の 入札参加資格審査における電子申請の利用促進について（お願い）

平成 30 年 7 月

広島県行政については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

広島県では、建設産業の生産性の向上を図るため、電子申請の利用を促進しています。このため、広島県の平成 31・32 年度建設工事等及び測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格申請（11 月頃受付の予定[※]）については、電子申請の利便性に御理解をいただき、IC カードをお持ちの方は、なるべく資格審査受付システムを利用した電子申請を行ってください。

※日程等の詳細については、9 月下旬を目途に別途お知らせします。

電子申請の利用には、事前準備が必要です。詳細は次のホームページを参照してください。

・広島県の調達情報 > 電子入札等トップページ > 事前準備の概要
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/system/jyunbi.html>

<電子申請のメリット>

- (1) 広島県と県内市町（広島市を除く）の共同利用システムのため、申請項目は統一され、一回の入力で複数の自治体に一括して申請できる。
- (2) 当初申請では、申請先自治体で共通する提出書類について県に一括送付できる（ただし、各市町において独自の書類提出が必要な場合がある）。
- (3) 申請内容に変更があった場合に、申請を行った自治体に一括で変更届を出すことができる。
- (4) 資格申請の提出書類である消費税及び地方消費税の納税証明書について、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用した電子納税証明書[※]を添付することができる。
- (5) 申請のために窓口に出向く必要がなく、移動コストを削減できる。

※電子納税証明書の発行について

e-Tax を御利用の方は、所轄の税務署に e-Tax を利用して納税証明書を交付請求することができます。

IC カードをお持ちの場合は、e-Tax のメッセージボックスに電子納税証明書（ファイル）を保存する方法で受け取ることができ、資格審査受付システムに電子納税証明書（ファイル）を添付できます（この場合、書面での提出は不要です）。

また、電子納税証明書の交付手数料は、書面での請求に比べて安価です。

納税証明書の交付請求について、詳細は次のホームページを参照してください。

・国税庁の e-Tax ホームページ > 納税証明書の交付請求について
http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm